

## 厚生労働省独立行政法人評価委員会の業績勘案率（案）について

### 1 審議対象案件の内容

- ・ 対象者：国立病院機構 理事（労務担当）
- ・ 業績勘案率（案）：1. 2

### 2 業績勘案率の決定方法（別紙 1）

- ・ 業績勘案率の決定方法は、「独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の決定方法について（厚生労働省独立行政法人評価委員会平成 16 年 12 月 1 日改定）」（以下、「決定方法」という。）に基づくものであり、政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会の方針に沿ったもの（別紙 2 及び下表）
- ・ 具体的には、「役員の在職期間のうち法人の年度評価実施期間の実績に基づく算定」を基本として業績勘案率を求め、更に「役員の在職期間のうち、当該退職役員の在職期間における目的積立金の状況」及び「退職役員に係る職責事項の申請の有無」等も勘案した上で、業績勘案率を決定する方式。
- ・ 上記退職役員に係る業績勘案率（案）についても、厚生労働省評価委員会の関係部会において、この方式により検討・審議し、（案）を「1. 2」として決定した。

### 3 当委員会の意見案

貴委員会から通知のあった国立病院機構理事（労務担当）の業績勘案率（案）については、①同機構において、当該理事の在任期間中（平成 18 年度）に独立行政法人通則法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 103 号）第 44 条第 3 項に基づく目的積立金として約 77 億円が計上されるなど業績が特に良好であると認められること、②当該理事は、同機構の経営改善及び目的積立金の計上に関して、労務担当理事として給与制度の改定や業績評価制度の導入等に尽力し、特段の貢献が認められることから、特に意見はないものとする。

（補足説明）別紙 2 の「決定方法」の主な内容は、次のとおり

独法評価分科会の方針	決定方法
2-① 退職役員の在職期間に係る法人等の業績が、当該法人の過去の通常の業績とは明確に差があること及びその差を、客観的、具体的かつ明確に説明できるものとなっていること。	1-⑥ その他、業績勘案率を算定する上で考慮すべき特段の事由があると認められる場合には、当該事由を考慮して、業績勘案率の算定に当たって、上記①～⑤の方法により算出された数値に反映させることができることとする。
2-② 業績勘案率算定時に在職期間に係る年度評価結果が確定していない場合、当該期間の法人等の業績を客観的・具体的根拠によって認定していること。	1-② 未だ評価が行われていない期間に係る業績勘案率については、当該年度の退職時点までの実績と前年度の評価結果等を比較考慮の上、その他の事由を総合的に勘案することにより、適切に算定することとする。
2-⑦ 退職役員の在職期間における目的積立金の額に照らして適切な水準であること。	1-④ 1. 0 を超える業績勘案率を決定する場合は、当該退職役員の在職期間における目的積立金の状況等に照らして適切であるかを考慮することとする。
2-⑧ 理事長、理事、監事等の個々の職責に応じた形で算定されていること。	1-⑤ 退職役員の職責に係る特段の事項（以下「職責事項」という。）については、当該法人からの申請又は部会委員からの申出があった場合に限り、当該職責事項が法人の業績に与えた影響の程度及び部会委員の意見等を考慮し、0. 5 を上限として増減できることとする。

(別紙1)

## 厚生労働省独立行政法人評価委員会から通知された業績勘案率（案）の算定内容

法 人 名	役 職	業績勘案率適用期間  (参考) 在任期間	算 定 内 容			業績勘案率 (案) (調整後)	
			年度評価実施期間等の実績値に 在職月数に応じて 加重平均した値	調 整	目的積立金 の状況		
国立病院機構	理事	H16. 4. 1～H20. 3. 31	H16. 4. 1～	1. 5	あり※	なし	1. 2

※ 平成18年度決算における7,741百万円の剰余が目的積立金とされている。

## 独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の決定方法について

平成16年3月30日決定  
 平成16年12月1日改定  
 厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 業績勘案率の算定方法

- ① 厚生労働省独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）における退職役員の業績勘案率の算定については、以下の方法により行うこととする。

イ 法人の各年度の個別評価項目ごとのS～D評価を下表1により点数化し、平均したもの（小数点第3位を四捨五入したもの）を各年度の業績勘案率（以下「年度業績勘案率」という。）とする。

※表1

個別評価項目ごとの業務実績評価結果	評価結果に対応する率
S	2. 0
A	1. 5
B	1. 0
C	0. 5
D	0. 0

- 年度業績勘案率を下表2によりXからZのいずれかに分類し、各分類に対応する数値に換算した上、それらを当該役員の在職月数に応じ加重平均したもの（小数点第2位を四捨五入する。）を当該役員の業績勘案率とする。

※表2

年度業績勘案率の平均値	各平均値の分類	各分類に対応する率
1. 50～2. 00	X	1. 5
0. 51～1. 49	Y	1. 0
0. 00～0. 50	Z	0. 5

- ② 下記②の②又は③の決定に係る時点において、未だ評価が行われていない期間に係る年度業績勘案率については、当該年度の退職時点までの実績と前年度の評価結果等を比較考量の上、その他の事由を総合的に勘案することにより、適切に算定することとする。(法人設立直後で業務実績評価結果が存在しない場合については、当該退職役員の在職期間における法人の業績を勘案した上、適切に算定することとする。)
- ③ ある中期目標期間の全期間を通じて在職し、かつ、当該中期目標期間の評価結果が決定されている場合には、各年度の年度業績勘案率を用いるのではなく、中期目標期間の評価結果を基本として、上記①に準じた方法に基づき算出した数値を用いることとする。
- ④ 1.0を超える業績勘案率を決定する場合は、当該退職役員の在職期間における目的積立金の状況等に照らして適切であるかを考慮することとする。
- ⑤ 退職役員の職責に係る特段の事項(以下「職責事項」という。)については、当該法人からの申請又は部会委員からの申出があった場合に限り、当該職責事項が法人の業績に与えた影響の程度及び部会委員の意見等を考慮し、上記①～④の方法により算出された数値に0.5を上限として増減できることとする。
- ⑥ その他、業績勘案率を算定する上で考慮すべき特段の事由があると認められる場合には、当該事由を考慮して、業績勘案率の算定に当たって、上記①～⑤の方法により算出された数値に反映させることができることとする。

## 2. 業績勘案率の決定手続き

- ① 法人は、役員の退職に際し、厚生労働省独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)に対し業績勘案率の決定について文書にて依頼を行う。
- ② 評価委員会は、①の依頼を受け取ったときは、各部会において業績勘案率についての審議及び決定を行うものとする。

- ③ 上記の方法により算定された業績勘案率について、上記①の②の表2のX～Zの分類を適用させた場合に当該分類の結果がX又はZに該当せず、かつ、①の⑤の職責事項に係る申請及び申出がそれぞれ法人及び部会委員からなされない場合に限り、上記②の規定にかかわらず、あらかじめ部会委員の意見を踏まえた上で、部会長において業績勘案率を決定できるものとする。
- なお、この場合において、部会長は、直後に開催される部会において、当該業績勘案率の決定についての報告を行う。
- ④ 上記の方法により決定された業績勘案率については、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「総務省評価委員会」という。）に通知し、意見の有無についての確認を行う。
- ⑤ ④により総務省評価委員会に対し通知を行った業績勘案率について、総務省評価委員会からの意見の内容に照らして、業績勘案率の再算定が必要ないと認められる場合には、部会長において業績勘案率を最終決定できるものとする。この場合において、部会長は、業績勘案率の最終決定後、これを速やかに法人に通知する。なお、業績勘案率が1.5を超える場合は、又は0.5を下回る場合には、これに加えて速やかに厚生労働大臣に通知する。

(案)

政 委 第 号  
平成 20 年 11 月 26 日

厚生労働省独立行政法人評価委員会

委員長 井原哲夫 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 大橋洋治

「厚生労働省所管の独立行政法人の役員の退職金に係る  
業績勘案率（案）について」について（意見）

「厚生労働省所管の独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率（案）  
について」（平成 20 年 8 月 20 日付け独評発第 0820005 号）をもって貴委員  
会から通知がありました業績勘案率（案）について、別紙のとおり回答し  
ます。

(別紙)

貴委員会から通知のあった国立病院機構理事（労務担当）の業績勘案率（案）については、①同機構は、当該理事の在任期間中（平成18年度）に独立行政法人通則法（平成11年7月16日法律第103号）第44条第3項に基づく目的積立金として約77億円を計上するなど、業績が特に良好であると認められること、②当該理事は、同機構の経営改善及び目的積立金の計上に関して、労務担当理事として給与制度の改定や業績評価制度の導入等に尽力し、特段の貢献が認められることから、特に意見はないものとする。